

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第41号）（交通局高速鉄道部営業課）

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用促進及び利便性の向上を図るため、利用料金の計算の基礎とする1日の範囲を変更することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行することとしました。

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 41 号

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する
条例

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「(午前5時から翌日の午前0時30分までをいう。)」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する「1日」とは、駐車場に自転車を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て、これを変更することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自転車の駐車場の利用に係る料金については、改正後の条例第3条の規定を適用する。

(交通局高速鉄道部営業課)